

国空航第1698号  
令和元年10月16日

公益社団法人日本滑空協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長



即位礼正殿の儀、祝賀御列の儀等に伴う協力依頼について

令和元年10月22日に即位礼正殿の儀、祝賀御列の儀及び饗宴の儀が、10月23日に内閣総理大臣夫妻主催晩餐会が開催される予定となっているところ、天皇皇后両陛下、皇族方及び国内外要人の身の安全をはじめとする儀式等の安全及び円滑な進行を確保するため、警察庁からの警備協力を要請されているところです。

つきましては、これら開催期間における下記事項についてのご理解・御協力を賜りますよう傘下会員及び関係団体等へ周知願います。

記

- 1 飛行自粛等に関する航空情報（ノータム）を踏まえた適切な運航  
警察当局からの要請に基づき、別添のとおり小型航空機の飛行自粛等を要請する航空情報（ノータム）を発出したので、同内容を踏まえ適切に運航すること。また、儀式の延期等に伴う航空情報（ノータム）の発出や変更など、引き続き航空情報（ノータム）を十分に確認し、その内容を踏まえ、適切に運航すること。  
なお、飛行自粛等の対象となる小型航空機には、滑空機、超軽量動力機、落下傘降下を伴う航空機等も含まれることに留意すること。
- 2 小型無人機等飛行禁止法に基づく指定区域上空の飛行禁止  
「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する

る法律(平成二十八年法律第九号)」(以下「小型無人機等飛行禁止法」という。)の規定により皇居及びその周辺地域の上空が飛行禁止区域として指定されているところ、儀式開催に伴い、今後同法に基づく外務省告示が公布され、東京都内の関係施設及びその周辺地域の上空では、小型無人機、操縦装置を有する気球、ハングライダー(原動機を有するものを含む)、パラグライダー(原動機を有するものを含む)等の飛行が禁止される予定ですので、ご注意ください。

なお、小型無人機等飛行禁止法の概要については、以下のホームページを参照すること。

○小型無人機等飛行禁止法に関する情報(警察庁ホームページ)

<https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/index.html>

以上